

(私学助成園)認定判定用フローチャート

あなたは、私学助成（保育料等保護者補助金対象）の私立幼稚園の満3歳児*~5歳児クラスにお子さんを通わせる墨田区民ですか？（*満3歳児は園則に定員の定めのある園に限る）

はい

いいえ

現在、「預かり保育*」を利用していますか？
（今後、利用する予定がありますか？）

*在籍園の預かり保育、認可外保育施設等（認証保育所、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポートの預かりを含む） 補助対象となるかは施設に要確認

・墨田区民の方は、墨田区子ども施設課保育係（03-5608-1583）までお問合せください。
・墨田区民以外の方は、お住まいの自治体までお問合せください。

はい

いいえ

「保育の必要性の要件*」に該当しますか？

*両保護者の就労（月48時間以上）、妊娠・出産等
（詳細は右欄及び別紙参照）

保育の必要性の要件

- ・就労（月48時間以上）
- ・妊娠・出産
- ・疾病・負傷
- ・障害
- ・介護・看護
- ・求職活動
- ・就学・職業訓練
- ・保護者不存在
- ・災害復旧
- ・虐待・DV等

はい

いいえ

「満3歳児*クラス」に在籍していますか？

*3歳の誕生日を迎えた後、次の3/31までの間にあるお子さん。誕生日を迎える前から在籍している場合、誕生月から該当となります。

いいえ、3~5歳児クラスです

はい

「住民税非課税世帯」に該当しますか？

いいえ

はい

新3号認定

新2号認定

新1号認定

新2・3号認定の方は、「施設等利用給付認定申請書」のほか、「保育の必要性の要件に該当することを証明する書類」（就労証明書など）の提出が必要です（詳細は別紙参照）

以前に認可保育施設に申込みをしており、旧2・3号認定を受けている場合でも、現況確認が必要となるため、新2・3号認定の申請をお願いします。

新1号認定の方は、「施設等利用給付認定申請書」を提出

問合せ先 墨田区 子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育係 電話：03-5608-1583